

第六期帯広市障害福祉計画策定について

令和2年8月27日
厚生委員会提出資料

計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むために必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害のある児童や発達に不安のある児童の支援に必要とされる障害児通所支援、障害児相談支援を計画的に提供するため、必要とされるサービス量を見込み、サービス等を提供していく体制の確保を総合的かつ計画的に進めていくための方策を定めるものです。

2 計画の位置付け

本計画は障害者総合支援法に基づき策定する障害福祉計画と児童福祉法に基づき策定する障害児福祉計画を一体のものとして策定するものです。

また、第七期帯広市総合計画の分野計画である第三期帯広市障害者計画を推進するため、障害福祉サービス等の具体的な提供量等について定めるものです。

3 計画の期間

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度までの3年間とします。

帯広市の現状と取組状況について

1 人口及び障害のある人の状況

本市の人口が減少局面にある中、障害のある人の数は増加傾向にあり、人口に占める割合は平成31年3月末で約8.0%となっています。

なお、身体障害のある人については横ばいであるのに対し、知的障害のある人、精神障害のある人については増加傾向にあります。これは障害に対する理解が進み、必要な支援を受けやすくなったことが要因として考えられます。

障害のある人の推移（単位：人）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
身体障害	7,640	7,566	7,576	7,410	7,499
知的障害	1,679	1,758	1,845	1,930	2,005
精神障害	3,014	3,121	3,246	3,390	3,751
合計	12,333	12,445	12,667	12,730	13,255

2 サービス利用の状況

障害福祉サービス、障害児通所支援の充実等により、利用者は年々増加しています。

3 第五期計画の取組状況について

第五期計画においては、第四期計画の取り組み状況に加え、有識者や当事者及びその家族の意見を踏まえ課題を整理し、着実なサービス基盤整備のため、4つの重点項目を計画の柱と位置付け、取り組みを進めています。

重点項目1 入所施設などから地域生活への移行促進

グループホームや自立生活援助の提供体制が整うなど、地域での生活を支援する体制が整備されてきています。また、精神科病院から地域生活への移行の推進に関する連携会議への参画を通じ、関係機関の連携体制の構築を進めてきています。

項目	H30年度	R1年度	R2年度	目標
施設入所者の地域生活移行者数	3人	4人	4人	11人
実績	1人	7人		8人

項目	H30年度	R1年度	R2年度
施設入所者数	283人	281人	279人
実績	280人	277人	

重点項目2 相談支援体制の充実

地域自立支援協議会を中心とした関係機関の連携、相談支援専門員の増加など、障害のある本人の意思を尊重し地域での生活を継続していくために必要な支援を行う体制を整えてきています。

重点項目3 就労支援の強化

就労・社会活動部会の継続実施、就労定着支援の提供など、一般就労の移行に向けた支援や、一般就労した後の定着支援を行うための体制を整えてきています。

項目	H30年度	R1年度	R2年度
福祉施設から一般就労への移行者数	25人	29人	32人
実績	30人		

重点項目4 発達支援体制の充実

早期の支援につなげるため相談体制を整備したほか、関係機関との情報共有や協議の場として、「医療的ケア児等支援検討部会」を設置するなど、発達支援体制の充実を図ってきています。

計画の策定に向けて

1 国の基本指針について

基本指針は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めたもので、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たって即すべき事項を定めています。

（成果目標）

障害福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として示されたもので、地域の実情に応じて設定していきます。

- ① 施設入所者の地域生活への移行：地域生活への移行者の増、施設入所者等の削減
- ② 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築：精神病床の1年以上入院患者数の減など
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実：1箇所以上の設置と年1回以上の運用状況の検証・検討
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等：一般就労への移行者数、定着支援の利用者数など
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等：医療的ケア児等に関するコーディネータの配置など
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等：相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保〔新規〕
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上：サービスの質の向上を図るための体制の構築〔新規〕

2 策定の進め方

国の基本指針を踏まえ、障害福祉サービス等の確保が図られるよう、市民アンケートや市民意見交換会等により地域ニーズや課題を把握し、北海道の策定する計画との整合を図りつつ、数値目標やサービス量を見込み、確保するための方策を定めていきます。

今後のスケジュール

令和2年	8月	健康生活支援審議会障害者支援部会・児童育成部会合同部会 厚生委員会 地域自立支援協議会	計画策定について提案 計画策定について報告 計画策定について報告
	11月	健康生活支援審議会障害者支援部会・児童育成部会合同部会 厚生委員会 地域自立支援協議会	原案協議 原案報告 原案報告
	12月		計画原案に対するパブリックコメント実施（1月まで）
令和3年	2月	健康生活支援審議会障害者支援部会・児童育成部会合同部会 厚生委員会	計画案協議 計画案報告
	3月		成案